平成２８年（フ）第２４２号
大分市大字猪野1608番地の３（マンション猪野ハイツ1001）
債務者　吉田　　源
１　決定年月日時　平成28年９月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２３９号
宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋2829番地　サンフィールド高鍋Ⅱ205号室
債務者　矢野　晃司
１　決定年月日時　平成28年９月２日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２４７号
宮崎県東諸県郡国富町大字八代北俣806番地４
債務者　緒方　　弘
１　決定年月日時　平成28年９月２日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２５１号
宮崎市神宮東３丁目１番15号　スペースコロニー402号、前住所宮崎県日向市北町３丁目19番地
債務者　赤木　宏光
１　決定年月日時　平成28年９月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１４４号
奈良県橿原市内膳町４丁目６番39号　表住宅Ｂ３号室
債務者　辻本　勝義
１　決定年月日時　平成28年９月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第１６２号
奈良県橿原市白橿町３丁目８番２号
債務者　幸田　晃代
１　決定年月日時　平成28年９月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第１６４号
奈良県御所市224番地の１　Ａ－102号
債務者　西村　　愛（旧姓竹中）
１　決定年月日時　平成28年９月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第１０４号
大分市大字寒田615番地の１（ラピュータタカＡ202）
債務者　小川　慎吾
１　決定年月日時　平成28年９月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第９号
山形県最上郡舟形町長沢226番地１号
債務者　矢野　栄子
１　決定年月日時　平成28年９月２日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２８年（フ）第７７号
福島県郡山市桑野２丁目19番16号　成田ハイツ205号
債務者　蒲生　守男
１　決定年月日時　平成28年９月２日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２８年（フ）第７２号
石川県小松市粟津町18番地
債務者　丹羽　孝幸
１　決定年月日時　平成28年９月２日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２８年（フ）第２６号
長野県佐久市矢嶋588番地
債務者　金井　　瞳
１　決定年月日時　平成28年９月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２８年（フ）第３７号
長野県駒ヶ根市赤須東６番31号　福沢ハイツＢ202
債務者　栗林　　弘
１　決定年月日時　平成28年９月２日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２８年（フ）第２９３号
神戸市北区ひよどり台３丁目１番地　105棟201号、従前の住所神戸市長田区高取山町１丁目14番17号・神戸市西区桜が丘中町６丁目３番地の７
債務者　和田　苑子
１　決定年月日時　平成28年８月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６６３号
神戸市兵庫区荒田町１丁目12番15号湊川サンクレバー２Ｅ
債務者　鈴木　秀美
１　決定年月日時　平成28年８月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６６４号
神戸市兵庫区荒田町１丁目12番15号湊川サンクレバー２Ｅ
債務者　鈴木夕美子
１　決定年月日時　平成28年８月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部